

川崎重工・中国出向エンジニア過労死事件 社員遺族が賠償を求め提訴！ マスメディアが大きく報道

川重・神戸工場の男性社員(当時35歳)が中国の現地企業との合弁会社に出向・赴任中に自殺(2013年7月)したのは、川重の安全配慮義務違反によるものだとして、遺族の方が5月12日、計約1億円の損害賠償を求め神戸地方裁判所に提訴しました。

過度な業務と海外赴任のストレスなどを会社が黙殺

男性社員の方は、当初、幹部社員と赴任する予定でしたが、最後まで一人での業務を強いられました。中国語を満足に話せない中で赴任した早々、頻発する現地の不具合対応に追われ、さらに、本来業務に加え新たな業務も押しつけられ、宿泊先マンションに帰宅後も深夜まで、また休日も対応を余儀なくされました。

赴任後まもなく元気がなくなり、家族との顔をみての通話でも、表情がなくなっていたということでした。赴任して3カ月後に、過度な業務と孤独にもがき苦しみ、うつ病を発症し、マンションから飛び降り自殺しました。

責任を全く認めない会社の対応に、遺族の方がやむを得ず提訴

神戸東労働基準監督署は2016年3月に、自殺と業務との因果関係を認め、労災認定しました。

しかし、会社は、その責任を認めず遺族への謝罪もしませんでした。その後、遺族の方が会社と話し合いを求める通知書を提出しましたが、「安全配慮義務に違背する事実があつたとは認められない」と退け、さらに今年1月、遺族の弁護士団が安全配慮義務違反を認め、損害賠償に応じるよう求めた通知に対しても、「一切対応いたしかねます」と突っぱねました。

会社がまったく事件と向き合おうとしない対応に、遺族の方がやむを得ず、川重の責任を問うべく提訴に踏み切り、同時に記者会見を開きました。

会社の広報担当者は、「訴状が届いていないのでコメントできない」としています。

勇気ある提訴・記者会見をマスメディアが大きく報道

記者会見で遺族の方は、「夫は、会社にとっては、従業員3万人以上の中の一人かもしれないが、私にとっては大切な夫で、子供たちにとっては大好きなパパであり、両親が大切に育てた息子で、かけがえのない人です。会社は利益の追求だけでなく本心に一人一人を大切に、二度とこのような事が起こらないようにしてほしい」と訴えられました。

夫の無念を晴らすために、勇気を出して提訴されたこと、海外赴任中の過労死事件ということもあり、記者会見では数多くの質問が出され、その報道が、新聞・テレビ・ネットで広く取り上げられ、関心の高さを示しました。

(裏面)「はぐるま」2016年秋季号の関連記事を掲載

日本共産党
川崎重工委員会

はぐるま 2022年5月号外

困ったときはお気軽にご相談ください
職場の出来事や情報もお寄せください

TEL & FAX : 078-341-3236

E-mail : spum69u9@pony.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.jcp-kawajyu.jp/>



(5月12日 記者会見の原告団)

左記は、2016年3月の神戸東労働基準監督署の労災認定を受けて、「はぐるま」2016年秋季号(NO.229)に掲載した日本共産党川崎重工委員会の見解です。参考に添付します。

川重 プラント・環境カンパニー 中国赴任中の社員が宿泊先で事故死 過度の心身疲労が一因に 今年3月に労災認定 会社は再発防止に万全を尽くせ！

2013年4月から中国のセメント設備関係の合弁会社に単身赴任していたAさんが、3カ月後の7月に、宿泊先のマンションで尊い命を失いました。Aさんは、妻子を持ち、将来期待されていた30代の中堅社員でした。

言葉が通じない海外での勤務・一人生活は想像以上のストレス

Aさんは、幹部職員と共に赴任する予定でしたが、結局、最後まで一人での赴任を強いられました。赴任早々、現地の通訳を通して、頻発する不具合対応に追われ、宿泊先に帰宅した後も深夜遅くまで、また休日も、その対応に迫られました。

6月中旬ころから元気がなくなり、家族との顔を見ての通話でも、表情がなくなっていたというのでした。帰宅しても話す相手がおらず、現地での習慣や文化の違いも重なり、想像以上のプレッシャーやストレスだったのでしょう。

外務省の統計では、海外での死亡邦人は年500〜600人、死亡原因の2位は「自殺」ということで、メンタルヘルス対策の重要性が指摘されています。

会社には赴任者の命・健康を守る義務があり、国内以上に、メンタル面も含めた万全の対策を講じるべきだ

Aさんは、今年3月に、労働基準監督署が業務災害だったとして労災認定を受けました。会社の管理下以外での死亡の場合、労災認定が難しい状況の中で、これ自体はたいへん意義あるものでした。

しかし、海外赴任によって尊い命を失うようなことは、決してあってはなりません。会社は、海外勤務や出張者についても、当然、命と健康を守る「安全配慮義務」を負っています。海外の場合は、国内以上に、赴任先の状況に応じて、危機管理や健康管理をきめ細かく実施しなければなりません。とくに、労働環境・生活環境の実情をよく把握し、メンタル面の相談・フォローアップ等の万全の対策を講じるべきです。

その点では、Aさんが、宿泊先に帰宅後も、深夜遅くまで、また休日も仕事づけになっていたことや、赴任前の健康診断で再検査を指摘されていたにも関わらず、そのまま赴任させたことなどは大問題です。

会社は「安全配慮義務に違背」してないとして遺族への謝罪を拒否

遺族の方は、「幼い子供たちを残してなぜ」「中国に行かなければ」という無念でいっぱいでしょう。

会社は、その思いを逆なでするように、弁護士を通じて、「安全配慮義務に違背」してないと遺族に通知し、謝罪もしていません。これでは、とても尊い命をあずかる会社の態度とは言えません。

会社は、Kawasaki Report 2016で、「人間尊重」ならびに『健康第一』を旨とし、人財が誇りを持つて安全に安心して活き活きと働き続けられる環境を整備すると宣言しています。この内容で実情を厳しく点検し、反省点と人間味ある再発防止策を公表することが、Aさんの死に報いることではないでしょうか。

